

別表第1（第5条及び第13条関係）

使用料の基本額

番号	行為	単位・場所	期間	金額
1	物品販売又は宣伝活動を行うもの	1件	1日	3,000円
2	興行を行うもの	1平方メートル	1日	100円
3	競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼 その他これらに類する催しを行うもの	シンボル広場	1日	30,000円
		おにぎり広場	1日	20,000円
		各駐車場	1日	20,000円
4	業として写真を撮影するもの	1件	1日	2,000円
5	業として動画を撮影するもの	1件	1日	5,000円
6	募金、署名運動その他これらに類するもの	1件	1日	500円
7	指定された場所以外の場所への車両の 乗り入れ又は停めておくもの	1台	1日	200円

番号	設備・備品等	単位	期間	金額
1	古民家樹里庵	1棟	1時間	500円
2	ジュピアランドひらた634	1棟	1時間	500円
3	あまやどり372	1棟	1時間	500円
4	シンボル広場プレハブ	1棟	1時間	500円
5	乗用カート	1台	30分	300円
6	バーベキューサイト	1区画	1日	2,000円
7	イベント及び出店用テント	1張	1日	200円
8	イベント及び出店用長机	1台	1日	200円
9	イベント及び出店用折りたたみイス	1脚	1日	100円

- 備考
- 1 単位が1に満たない端数の取扱いは、1に切り上げるものとする。
 - 2 期間が1に満たない端数の取扱いは、1に切り上げるものとする。
 - 3 この表によりがたいもの若しくはこの表に種類の定めがないもの、行為目的が著しく私人の営利をとるものに係る使用料の金額については、その都度、村長が定めるところによる。